

平成 26 年度

**第 2 期日野市食育推進計画
評価結果報告書**

日野市食育推進会議

平成 2 8 年 2 月

目 次

1. 平成 26 年度第 2 期日野市食育推進計画の評価結果について…………… 1
2. 第 2 期食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）…………… 4
3. 計画全体についての評価コメント（意見）…………… 5

資料

- 日野市みんなですすめる食育条例…………… 6
- 日野市食育推進会議の概要…………… 11

1. 平成26年度第2期日野市食育推進計画の評価結果について

日野市食育推進会議（以下「推進会議」という。）は、日野市みんなですすめる食育条例第14条第2項に基づき、平成26年度の事業進捗状況の評価について審議を行った。

その結果を下記のとおり報告する。

今年度は、平成26年度の事業の進捗状況を評価し、個別事業の評価結果を、庁内食育推進部会に示した結果として、評価は事業評価に終わることなく、推進目標の達成状況を計る必要があるため、評価方法について抜本的に見直してはどうかという部会員の意見が示された。

具体的には、評価を事業の実施状況に委ねることなく、目標の達成状況という視点で見直すことが提案された。その延長として、点数評価ではなく、推進目標の達成状況を言葉で表すことが、より分かり易さに繋がるという結論に至ったため、推進会議に諮った結果、下記を評価基準として、平成26年度評価を実施した。

<評価基準>

| | |
|-----------|---|
| 推進目標 | 計画の大項目を「推進目標」として設定する。目指すべき方向性の説明にある状況を実現していくことで、達成度を図るという整理にした。 |
| 目指すべき方向性 | どのような状態にすれば目標が達成されると言えるのか、という視点で記入している。計画の「これまでの成果」から抜粋。 |
| 推進目標の達成状況 | 8割以上は目標を達成できたもの・・・「推進」 5割以上は目標を達成できたもの・・・「概ね推進」 目標の達成は2,3割にとどまっている・・・「現状維持」 目標設定時とほとんど変わっていない・・・「停滞」 目標達成への取組をしていない・・・「未実施」 |

<評価方法>

3つの大目標の評価項目についてそれぞれ評価基準の表に照らし合わせ、評価を行った。第2期日野市食育推進計画（以下、「推進計画」という。）にある平成26年度に実施を計画していた各事業の進捗、達成状況はもちろん、事業を行ったことで、どのように目標に近づいているかを含め、総合的に、推進目標の達成状況を判断している。推進会議での評価結果は次の表に示す。

| 【別表1】 第2期食育推進計画 評価結果 | | | | | | |
|---|-----------------------------|---|------|-----------|-----------|------------------------|
| <<評価基準>> 「推進」・・・8割以上は目標を達成できたもの。「概ね推進」・・・5割以上は目標を達成できたもの。「現状維持」・・・目標の達成は2,3割にとどまっている。 「停滞」・・・目標設定時とほとんど変わっていない。「未実施」・・・目標達成への取組をしていない。 | | | | | | |
| ◆推進委員評価…日野市食育推進会議での評価とコメント ◆庁内委員評価…庁内食育推進部会での評価 | | | | | | |
| 推進会議評価 | | | | 庁内委員会評価 | | 主管課 |
| コメント | | | | 推進目標の達成状況 | 推進目標の達成状況 | 推進目標の達成状況 |
| | | | | | | 事業No. |
| 1. 家庭における食育の展開 | | | | | | |
| 目指すべき方向性：家庭における食育を「食育の原点」として、重要かつ基礎的な食育の場として考え、家庭でしっかりと朝食をとることで、子どもたちの健康的な生活リズムや正しい生活習慣を確立する。朝食欠食率の割合を減らす。 | | | | | | |
| 1 | プレママ(妊婦)・プレパパの食育 | ・参加した妊婦の大多数が食生活を改善しようとしていることは評価できるが、今後は事業に参加出来ていない9割の妊婦向けに事業を考慮していく必要がある。 | 推進 | 推進 | 概ね推進 | No.2 健康課 |
| 2 | 就園前の子どもたちとその保護者への食育 | ・離乳食教室に対する市民のニーズは高いと評価でき、現在の回数を継続的に開催することが望ましい。今後は、参加した子どもの保護者自身が実践することと周りへ伝えて行くような活動が広がっていくことを期待する。 ・年齢が上がるにつれ栄養相談率が下がっており、事業の内容が参加者ニーズに合っているのか、参加者の意識・興味が下がっているのかが気になるが、指導を受けられるチャンスは少ないので、出来るだけ多くの人に相談を受けてもらえるようにして欲しい。 | 推進 | 推進 | 推進 | No.3 健康課 |
| | | | | | 推進 | No.4 健康課 |
| | | | | | 概ね推進 | No.5 健康課 |
| 3 | 園児、児童、生徒とその保護者への食育 | ・園児、児童の頃の食育がしっかり出来ていると、生徒に対しての指導もやりやすいと思うが、家庭での食育を進めるためには、まずは保護者への食育の知識を促すことが必要である。 | 推進 | 推進 | 推進 | No.6 保育課 市立保育園 |
| 2. 保育園、幼稚園、学校、児童館などにおける食育の推進 | | | | | | |
| 目指すべき方向性：地産地消の実践や体験を通した食育推進を柱とし、子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。 | | | | | | |
| 1 | 保育園の食育 | ・幼児期から食事に興味を持ち、三色カードで色分けできるようになる等、良い指導ができていられると思われる。保育園間で食育への関心、取組に差がないように情報を共有しつつ、今後も継続して欲しい。 | 推進 | 推進 | 推進 | No.8 保育課 市立保育園 |
| 2 | 幼稚園の食育 | ・保育園、幼稚園の食育は、学童期における食育につなげることができるよう間断なく推進することが必要であると考えられる。 ・保護者を交えての料理作りの実践は良いと思う。 | 概ね推進 | 概ね推進 | 概ね推進 | No.11 学校課 市立幼稚園 |
| 3 | 学校の食育 | ・女性の痩せすぎの問題が低年齢化しているため、小・中学校で痩せ過ぎを防ぐための啓発活動が必要なのではないか。 ・学校間格差があるのは、特徴でもあり、悪いことではないが、日野市食育プランで最も実施したい基本項目を決め、それに関してはどの学校でも実施されるとよい。 ・学校給食は日野市の食育の特色でもあると考えられることから、学校の教職員の世代交代があってもゆるぎない食育を推進して欲しい。 ・食環境を整えることも重要であるため、全小中学校への磁器食器の導入を継続して欲しい。 | 概ね推進 | 概ね推進 | 概ね推進 | No.12 学校課・小学校・中学校 |
| | | | | | 概ね推進 | No.13 学校課・小学校・中学校 |
| | | | | | 概ね推進 | No.14 学校課・小学校・中学校 |
| 4 | 児童館、学童クラブの食育 | ・児童館、学童クラブでの伝統行事や、地産地消での収穫体験、調理体験の拡充に取り組んで欲しい。 ・家庭で経験することが少ないことも、学童クラブで実践していることは大変素晴らしい。 | 概ね推進 | 概ね推進 | 概ね推進 | No.18 子育て課 児童館 |
| | | | | | 概ね推進 | No.19 子育て課 学童クラブ |
| 5 | 地産地消をすすめる食育 | ・農地の減少、高齢化、後継者不足や直売所の新設等で地産野菜の確保が難しくなることが予想される。集荷・配送作業の省力化や給食野菜を納品する農家への援農の会卒業生の積極的派遣等、工夫する必要がある。 市内の農地が少なくなっている中、関連する人々の努力によって学校給食への地場農作物が使用されている。それらの人々の熱意を受け止めて次世代にも継続していただきたい。 | 概ね推進 | 概ね推進 | 概ね推進 | No.20 産業振興課 |
| 3. 地域における食育の推進 | | | | | | |
| 目指すべき方向性：生活習慣病予防、健康寿命の延伸のため、地域の資源を結び付き各年代の方に様々な取組を行い、地域各機関・団体との連携を密にし、地域の力を集めます。 | | | | | | |
| 1 | 市民みんなの食育の推進(食生活と健康づくり) | ・あらゆるライフステージにおける食育が必要であり、特に、高齢者の低栄養やロコモティブシンドローム等の問題の解決を考慮して事業を展開していることは評価できる。また、日頃料理をしたことがない人々に自ら食に対する自己管理能力をつけていくためにも男の料理教室など継続していただきたい。 | 概ね推進 | 概ね推進 | 概ね推進 | No.24 健康課 |
| 2 | 市民みんなの食育の推進(農の推進と地産地消による食育) | ・七ツ塚ファーマーズセンターでのイベントが、多くの方への食育の普及・PRIになったかは疑問である。アクセスが悪いので、市内のどの地域の方が参加されているのか、地域が偏っていないかを把握し、イベントの内容にも工夫が必要がある。 | 概ね推進 | 概ね推進 | 概ね推進 | No.34 産業振興課 |

<評価結果説明>

主管課の評価を受けて、庁内食育推進部会評価を行い、その結果を推進会議にかけて最終的に評価をまとめた。

「推進」と評価された「プレママ・プレパパの食育」「就園前の子どもたちとその保護者の食育」「園児、児童、生徒とその保護者への食育」「保育園の食育」については、「ママパパクラスの満足度が高い」「離乳食教室に対して市民ニーズがある」などの評価があった。また、「園児、児童の頃からの食育の取組が、生徒の効果的な指導につながる」として保育園の食育の取り組みが高く評価された。

他の項目についても、事業の進捗が順調であること、継続的に取り組まれていることなどから、「概ね推進」と評価された。全体として項目数でカウントすると推進4、概ね推進が6となり、全体では「概ね推進」が妥当であると判断した。

平成26年度第2期日野市食育推進計画の評価結果は「概ね推進」と結論づけるものである。

2. 第2期食育推進計画における大項目ごとの評価コメント（意見）

大項目1 家庭における食育の展開について

- 妊婦健診時に、医師が妊婦に食育事業を紹介するシステムを作るなどの検討が必要である。スマートフォンやYouTube等の利用について考慮して欲しい。
- 子どもの親世代の朝食の欠食を低下させるための手立てが必要である。
- 子どもの保護者・大人が関心を持たないと、食育の展開は難しいので、まずは保護者に情報発信する必要がある。
- 家庭料理を子どもと一緒に作り、一家団欒の機会をもつことを大切にできるとよい。

大項目2 保育園、幼稚園、学校、児童館などにおける食育の展開について

- 幼稚園でも保育園と同様のレベルの事が理解できるよう、情報を交換し、市全体として食育を推進していけたら良い。
- 幼少期から高校まで間断ない食育の展開が必要であると考えます。学校給食は日野市の食育の特色の大きな柱である。これまで培ってきた学校での食育を次世代にも継続していくことが重要である。

大項目3 地域における食育の展開について

- 食育という言葉に慣れ、食育をより広く浸透させていくことが大切である。
- スマートフォンやインターネットが普及し、高齢者もそれなりに使っている人が多いので、広報誌と連動させながら新鮮な情報を発信して欲しい。広報「ひの」には食事のレシピや写真などを毎号載せて欲しい。
- 日野市の農地を市民全体で守り、農作物で緑や黄金色に染まる景色を残していくことも人間性豊かな心や人を育てることにつながるものと思われる。
- 医療機関と連携して食の大切さを伝えるパンフレットや、レシピなどを置き、食育をPRしてはどうか。
- 地域の各自治会で「男の料理教室」が少しずつ広まっているので、声掛け運動をして広げていけたら良い。

3. 計画全体についての評価コメント（意見）

- 日野市の外向けの顔であるホームページの活用が力不足である。ICT化を進め、誰もが食育にアクセスしやすい環境づくりを検討していく必要がある。
- 義務教育を離れた若い人達、特に女性の食事の問題が浮き彫りになりつつある。この年齢の人達の食育をどのようにするか、今後検討すべきである。
- 日野市の特色ある食育を継続していくためには、今後は職種を超えた取組が必要である。

日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日
条例第 6 号

| | |
|-----------------------------|--|
| 目次 | |
| 前文 | |
| 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条) | |
| 第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条) | |
| 第 3 章 推進体制(第 14 条) | |
| 付則 | |

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくることが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第 3 条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

第 2 章 基本となる事項

(市の責務)

第 4 条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率 25 パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

- 6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。
- 7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。
- 8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るように努めます。
- 2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

- 第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。
- 2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

- 第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。
- 2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。
 - 3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。
 - 4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

- 第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。
- 2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
 - 3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。
 - 4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。
 - 5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

- 第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。
- 2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。
 - 3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
 - 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
 - 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
 - 6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
 - 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

- 第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。
- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

- 第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。
- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
 - 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。
 - 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

- 第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。
- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。
 - 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第 13 条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第 3 章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第 14 条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第 33 条第 1 項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

(1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。

(2) 食育計画の作成に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人以内で組織します。

(1) 公募市民 3 人以内

(2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5 人以内

4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。

8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。

10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。

11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。

日野市食育推進会議の概要

1 日野市食育推進会議委員名簿

任期 自 平成 25 年 9 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

※評価時期と任期の整合性を図るため、任期を半年間延長し再任した。

| 氏 名 | 委 員 種 別・(所 属) |
|---|---|
| 阿 川 常 男 (平成27年3月31日まで) 青 木 寛 司 (平成27年4月1日から) | 食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表) |
| ○ 揚 石 國 臣 | 食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役) |
| 鹿志村 紀美枝 | 食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師) |
| ◎ 白 尾 美 佳 | 食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授) |
| 高 橋 安 枝 | 公募市民 |
| 田 中 美津子 (平成27年3月31日まで) | 公募市民 |
| 宮 澤 満 | 公募市民 |
| 吉 富 正 敏 | 食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長) |

(氏名は 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は平成 27 年 2 月現在のもの)

2 会議の経過

開催回数 4回

| 開催回数 | 開催年月日 | 内 容 |
|-------|-------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 27 年 6 月 10 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度評価結果報告書について ・食育コラムについて ・第 3 期食育推進計画策定に向けて 等 |
| 第 2 回 | 平成 27 年 10 月 6 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・平成 26 年度評価について 等 |
| 第 3 回 | 平成 27 年 12 月 15 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度評価について |
| 第 4 回 | 平成 28 年 2 月 17 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度評価結果報告書の確認について |